

各都市の観光振興条例等の構成

◎観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）

前文

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 施策の基本理念
- 第 3 条 国の責務
- 第 4 条 地方公共団体の責務
- 第 5 条 住民の役割
- 第 6 条 観光事業者の努力
- 第 7 条 法制上の措置等
- 第 8 条 年次報告等
- 第 9 条 交通政策審議会への諮問等

第 2 章 観光立国推進基本計画

- 第 10 条 観光立国推進基本計画の策定等
- 第 11 条 観光立国推進基本計画と国の他の計画との関係

第 3 章 基本施策

- 第 12 条 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 第 13 条 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 第 14 条 観光旅行者の来訪促進に必要な交通施設の総合的な整備
- 第 15 条 観光産業の国際競争力の強化
- 第 16 条 観光振興に寄与する人材の育成
- 第 17 条 外国人観光旅客の来訪促進
- 第 18 条 国際相互交流の促進
- 第 19 条 観光旅行の容易化及び円滑化
- 第 20 条 観光旅行者に対する接遇の向上
- 第 21 条 観光旅行者の利便の増進
- 第 22 条 観光旅行の安全の確保
- 第 23 条 新たな観光旅行の分野の開拓
- 第 24 条 観光地における環境及び良好な景観の保全
- 第 25 条 観光に関する統計の整備

第 4 章 国及び地方公共団体の協力等

- 第 26 条 国及び地方公共団体の協力等
- 第 27 条 団体の整備

附則

◎静岡県観光振興条例（平成 26 年条例第 81 号）

前文

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 県の責務
- 第 5 条 市町との連携等
- 第 6 条 近隣の県等との連携
- 第 7 条 県民の役割
- 第 8 条 観光事業者の役割
- 第 9 条 観光関係団体の役割
- 第 10 条 施策の基本方針
- 第 11 条 計画の策定と検証結果の報告
- 第 12 条 調査及び分析
- 第 13 条 推進体制の整備等

附則

◎神奈川県観光振興条例（平成 21 年条例第 73 号）

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 県の責務
- 第 5 条 観光事業者の役割
- 第 6 条 観光関係団体の役割
- 第 7 条 県民の役割
- 第 8 条 国及び他の地方公共団体との連携
- 第 9 条 大学等との連携
- 第 10 条 魅力ある観光地の形成
- 第 11 条 神奈川の魅力伝える広報宣伝の充実
- 第 12 条 観光の振興による地域経済の活力の向上
- 第 13 条 観光旅行者を迎える体制の整備
- 第 14 条 外国人観光旅客の来訪の促進
- 第 15 条 観光振興計画
- 第 16 条 推進体制の整備
- 第 17 条 施策の検証
- 第 19 条 神奈川県観光振興重点期間
- 第 20 条 財政上の措置

附則

■ 指定都市以外の市区町村の条例

条例	自治体名	名称	制定年
観光条例	三重県菟野町	菟野町観光条例	昭和 32 年
	香川県高松市	高松市観光条例	昭和 33 年
	沖縄県伊平屋村	伊平屋村観光条例	昭和 50 年
	沖縄県与那国町	与那国町観光条例	昭和 62 年
	香川県琴平町	琴平町観光条例	平成 元年
	長崎県松浦市	松浦市観光条例	平成 18 年
	兵庫県宍粟市	ふるさと宍粟観光条例	平成 24 年
観光基本条例	鹿児島県南種子町	南種子町観光基本条例	昭和 47 年
	群馬県草津町	草津町観光立町推進基本条例	平成 19 年
	千葉県南房総市	南房総市観光振興基本条例	平成 21 年
	熊本県高森町	高森町観光立町推進基本条例	平成 25 年
観光振興条例	北海道余市町	余市町観光振興条例	昭和 52 年
	長野県下諏訪町	下諏訪町観光振興条例	平成 元年
	福島県会津若松市	会津若松市観光振興条例	平成 8 年
	富山県魚津市	魚津市観光振興条例	平成 23 年
	神奈川県箱根町	箱根町観光振興条例	平成 23 年
	神奈川県厚木市	厚木市観光振興条例	平成 24 年
	静岡県小山町	小山町観光振興条例	平成 25 年
	沖縄県久米島町	久米島町観光振興条例	平成 25 年
	山口県美祢市	おもてなしのまち美祢観光振興条例	平成 25 年
	沖縄県那覇市	めんそーれ那覇市観光振興条例	平成 27 年
	山形県高畠町	まほろばの里たかはた観光振興条例	平成 28 年
観光立市（町）推進条例	山梨県富士河口湖町	富士河口湖町観光立町推進条例	平成 19 年
	京都府京丹後市	京丹後市観光立市推進条例	平成 21 年
	神奈川県湯河原町	湯河原町観光立町推進条例	平成 22 年
	神奈川県横須賀市	横須賀市観光立市推進条例	平成 26 年
おもてなし条例	埼玉県秩父市	秩父市おもてなし条例	平成 25 年
	三重県尾鷲市	尾鷲市おもてなし条例	平成 27 年
	東京都品川区	品川区おもてなし条例	平成 27 年
	佐賀県嬉野市	嬉野市おもてなし条例	平成 29 年
	茨城県大洗町	大洗町おもてなし条例	平成 30 年
	愛媛県大洲市	大洲市おもてなし条例	令和 元年
	愛媛県八幡浜市	八幡浜市おもてなし条例	令和 元年

◎ふるさと宍粟観光条例（平成 24 年条例第 5 号）

前文

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の役割
- 第 5 条 市民等の役割
- 第 6 条 観光関連事業者の役割
- 第 7 条 その他事業者の役割
- 第 8 条 しそ観光プラットフォームの構築
- 第 9 条 宍粟市観光基本計画
- 第 10 条 魅力ある観光地の形成等
- 第 11 条 持続可能な観光地の形成等
- 第 12 条 観光産業の競争力の強化
- 第 13 条 観光者の来訪の促進
- 第 14 条 観光者に対するおもてなしの向上
- 第 15 条 観光の安全の確保
- 第 16 条 広報等
- 第 17 条 財政上の措置
- 第 18 条 委任

附則

◎草津町観光立町推進基本条例（平成 19 年条例第 20 号）

前文

第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 基本理念
- 第 3 条 町の責務
- 第 4 条 町民の役割
- 第 5 条 観光事業者の役割
- 第 6 条 観光関係団体の役割

第 2 章 基本的施策

- 第 7 条 草津町観光立町推進基本計画
- 第 8 条 財政上の措置
- 第 9 条 国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 第 10 条 観光資源の活用による魅力ある観光地の形成
- 第 11 条 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備
- 第 12 条 観光産業の競争力の強化
- 第 13 条 観光の振興に寄与する人材の確保
- 第 14 条 外国人観光旅客の来訪の促進
- 第 15 条 国際相互交流の促進
- 第 16 条 観光旅行者の本町への来訪の促進
- 第 17 条 観光旅行者に対する接遇の向上
- 第 18 条 観光旅行者の利便の推進
- 第 19 条 観光旅行の安全の確保
- 第 20 条 新たな観光旅行の分野の開拓
- 第 21 条 観光地における環境及び良好な景観の保全
- 第 22 条 広報等

第 3 章 草津町観光立町推進会議

- 第 23 条 草津町観光立町推進会議
- 第 24 条 組織等
- 第 25 条 会長
- 第 26 条 会議
- 第 27 条 委任

附則

◎南房総市観光振興基本条例（平成 21 年条例第 42 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の役割
- 第 6 条 観光事業者の役割
- 第 7 条 観光関係団体の役割
- 第 8 条 競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 第 9 条 観光資源の活用により魅力ある観光地の形成
- 第 10 条 交通施設等の総合的な整備
- 第 11 条 観光の振興に寄与する人材の育成
- 第 12 条 観光旅行者の本市への来訪促進
- 第 13 条 外国人観光旅行者の本市への来訪促進
- 第 14 条 観光旅行者に対するおもてなしの向上
- 第 15 条 観光旅行者の利便の増進
- 第 16 条 新たな観光旅行への対応
- 第 17 条 広報等
- 第 18 条 財政上の措置
- 第 19 条 委任
- 附則

◎魚津市観光振興条例（平成 23 年条例第 1 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市民の役割
- 第 5 条 観光事業者及び観光関係団体の役割
- 第 6 条 市の役割
- 第 7 条 観光振興計画
- 第 8 条 広域連携
- 第 9 条 支援措置
- 第 10 条 委任
- 附則

◎箱根町観光振興条例（平成 23 年条例第 1 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 町の責務
- 第 5 条 観光事業者の役割
- 第 6 条 観光関係団体の役割
- 第 7 条 町民の役割
- 第 8 条 国、他の地方公共団体等との連携
- 第 9 条 魅力ある観光地の形成
- 第 10 条 広報宣伝の充実
- 第 11 条 観光産業の強化
- 第 12 条 観光客を迎える体制の整備
- 第 13 条 外国人観光旅客の来訪の促進
- 第 14 条 観光振興計画の策定
- 第 15 条 推進体制の整備
- 第 16 条 施策の検証
- 第 17 条 財政上の措置
- 附則

◎厚木市観光振興条例（平成 24 年条例第 33 号）

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 観光事業者の役割
- 第 6 条 観光関係団体の役割
- 第 7 条 市民による観光振興
- 第 8 条 基本計画
- 第 9 条 魅力ある観光地の形成
- 第 10 条 地域の特性をいかいた観光地の形成
- 第 11 条 交通便利性の向上
- 第 12 条 人材の育成
- 第 13 条 広域的な連携
- 第 14 条 旅行者の利便性の向上
- 第 15 条 安全の確保
- 第 16 条 新たな観光旅行の分野の開拓
- 第 17 条 観光情報に関する広報宣伝等
- 第 18 条 観光振興推進委員会
- 第 19 条 評価
- 第 20 条 委任
- 附則

◎おもてなしのまち美祢観光振興条例（平成 25 年条例第 35 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の役割
- 第 6 条 観光事業者の役割
- 第 7 条 観光関係団体の役割
- 第 8 条 競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 第 9 条 地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 第 10 条 世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成
- 第 11 条 観光旅行者に対するおもてなしの向上
- 第 12 条 観光の振興に寄与する人材の育成
- 第 13 条 観光旅行者の来訪の促進
- 第 14 条 外国人観光旅行者の来訪の促進
- 第 15 条 観光旅行者の利便の増進
- 第 16 条 観光旅行の安全の確保
- 第 17 条 交通施設等の総合的な整備
- 第 18 条 新たな観光旅行への対応
- 第 19 条 観光地における環境の保全及び良好な景観の形成
- 第 20 条 観光振興計画の策定
- 第 21 条 広報等
- 第 22 条 財政上の措置
- 第 23 条 委任
- 附則

◎めんそーれ那覇市観光振興条例（平成 27 年条例第 29 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 議会の役割
- 第 6 条 市民の役割
- 第 7 条 観光関係事業者の役割
- 第 8 条 観光振興団体の役割
- 第 9 条 基本計画
- 第 10 条 人材育成
- 第 11 条 財政上の措置
- 第 12 条 良好な観光環境の維持
- 第 13 条 指導
- 第 14 条 委任
- 附則

◎京丹後市観光立市推進条例（平成 21 年条例第 18 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 用語の定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の役割
- 第 6 条 観光事業者の役割
- 第 7 条 観光関係団体の役割
- 第 8 条 京丹後市観光振興計画
- 第 9 条 財政上の措置
- 第 10 条 競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 第 11 条 観光資源の活用による魅力ある観光地の形成
- 第 12 条 世界的な展開ができる維持可能な観光地の形成
- 第 13 条 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備
- 第 14 条 観光産業の競争力の強化
- 第 15 条 観光の振興に寄与する人材の育成
- 第 16 条 外国人観光旅行派の来訪の促進
- 第 17 条 国際相互交流の促進
- 第 18 条 観光旅行者の本市への来訪の促進
- 第 19 条 観光旅行者に対する接遇の向上
- 第 20 条 観光旅行者の利便の増進
- 第 21 条 観光旅行の安全の確保
- 第 22 条 新たな観光旅行への対応
- 第 23 条 観光地における環境及び良好な景観の保全
- 第 24 条 広報等
- 第 25 条 観光立市推進会議の設置
- 第 26 条 組織等
- 第 27 条 会長及び副会長
- 第 28 条 会議
- 第 29 条 委任
- 附則

◎湯河原町観光立町推進条例（平成 22 年条例第 15 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 町の責務
- 第 5 条 町民の役割
- 第 6 条 観光事業者の役割
- 第 7 条 観光関係団体等の役割
- 第 8 条 国及び他の地方公共団体との連携
- 第 9 条 湯河原町観光立町推進計画
- 第 10 条 魅力ある観光地の形成
- 第 11 条 観光を担う人材の育成
- 第 12 条 観光旅行者の来訪の促進
- 第 13 条 外国人観光旅客の来訪の促進
- 第 14 条 観光旅行の安全の確保
- 第 15 条 新たな観光旅行の分野の開拓
- 第 16 条 観光地における自然環境の保全
- 第 17 条 広報等
- 第 18 条 施策の検証
- 第 19 条 観光に関する統計の整備
- 第 20 条 財政上の措置
- 第 21 条 推進会議の設置
- 第 22 条 推進会議の任務
- 第 23 条 組織等
- 第 24 条 会長及び副会長
- 第 25 条 会議
- 第 26 条 委任
- 附則

◎横須賀市観光立市推進条例（平成 26 年条例第 50 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 観光事業者の役割
- 第 6 条 観光関係団体の役割
- 第 7 条 市民の役割
- 第 8 条 観光立市推進基本計画
- 第 9 条 魅力ある観光資源等の形成
- 第 10 条 人材の育成
- 第 11 条 広域的な連携
- 第 12 条 交通利便性の向上
- 第 13 条 観光客の利便性の向上
- 第 14 条 安全の確保
- 第 15 条 新たな観光の分野の開拓
- 第 16 条 観光情報に関する広報宣伝等
- 第 17 条 観光振興推進委員会
- 第 18 条 評価等
- 第 19 条 その他の事項
- 附則

◎秩父市おもてなし条例（平成 25 年条例第 41 号）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市民の役割
- 附則

◎八幡浜市おもてなし条例（令和元年条例第 57 条）

- 前文
- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 市の責務
- 第 5 条 市議会の責務
- 第 6 条 市及び市議会の役割
- 第 7 条 市民の協力
- 第 8 条 団体の協力
- 附則